

違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第43号

違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等を行った場合に納付すべき金額を定める規則（昭和59年香川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第51条第16項</u>の規定に基づき、<u>同条第15項</u>の規定により運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額は、車両の移動に係る費用にあつては11,000円、車両の保管に係る費用にあつては1時間当たり200円とする。</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第51条第18項</u>の規定に基づき、<u>同条第17項</u>の規定により運転者等又は使用者等の負担とされる負担金につき納付すべき金額は、車両の移動に係る費用にあつては11,000円、車両の保管に係る費用にあつては1時間当たり200円とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。